



年金保険料の免除制度をご利用ください！

国民年金保険料の免除制度には

- ・「全額免除」
- ・「4分の3免除（4分の1納付）」
- ・「半額免除（半額納付）」
- ・「4分の1免除（4分の3納付）」 の4種類があります。

免除が承認された場合の納付額

	毎月の納付額
全 額 免 除	な し
4 分 の 3 免 除（4 分 の 1 納 付）	3,760円
半 額 免 除（半 額 納 付）	7,520円
4 分 の 1 免 除（4 分 の 3 納 付）	11,280円

※全額免除以外の一部免除の場合、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の免除が無効（未納と同じ）となってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

◎30歳未満の方には「若年者納付猶予制度」、学生の方には「学生納付特例制度」があります

若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

そこで、これらの期間の保険料は、承認後10年以内（平成25年4月分は平成35年4月まで）であれば、後から納付（追納）できます。

【追納する場合】

猶予等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◎次年度以降の手続きは？

全額免除と若年者納付猶予に限り、次年度も引き続き申請を希望される場合（※申請時に継続申請を申出してください）には、改めて申請書を提出する必要はありません。

ただし、失業もしくは震災・風水害または火災による損害が理由の全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは、一部納付の場合は毎年の申請が必要となります。

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ
函館年金事務所 国民年金課

☎2-2453
☎0138-56-1165



入居者募集

（有料広告）

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235
ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から43,000円まで